

雲仙市まち・ひと・しごと創生市民懇話会設置要綱

平成27年7月31日

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく、雲仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及びまち・ひと・しごと創生に資する施策の検討に当たり、広く市民等に意見を求め、まち・ひと・しごと創生を効果的かつ効率的に推進していくため、雲仙市まち・ひと・しごと創生市民懇話会（以下「市民懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民懇話会は、次に掲げる事項について、意見交換及び必要な検討を行うものとする。

- (1) 雲仙市の現状及び総合戦略の方向性に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生に資する施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関し必要な事項

(組織)

第3条 市民懇話会の委員は、まち・ひと・しごと創生に関する分野の関係者及び市長が適当と認める者で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が別に定める。

(会議)

第5条 市民懇話会の会議は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 市民懇話会の会議は、副市長が総理する。
- 3 市長が必要と認めるときは、市民懇話会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 市民懇話会の庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、市民懇話会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

【雲仙市まち・ひと・しごと創生市民懇話会の運営などについて】

①本懇話会の開催は、次のとおり予定しています。

- 第1回 平成27年 7月31日
- 第2回 平成27年 9月中旬頃
- 第3回 平成27年10月上旬頃

②懇話会委員（行政機関の方等を除く）には、報償と会場までの交通費を支給します。

③懇話会へ出席できないとき、代理出席は可能です。

ただし、代理出席者への報償と会場までの交通費は支給できません。

④懇話会の出席等のため、事業所又は団体等で勉強会を開催される場合は、可能な限り、事務局も出席し、地方創生に関する情報提供をさせていただきます。

⑤本懇話会委員の任期は、「雲仙市総合計画等審議会」の発足までとします。

※上記①の第3回懇話会開催時(本年10月上旬頃)に、「雲仙市総合計画等審議会」を発足する予定です。(雲仙市総合計画等審議会の任期は、H27.10月上旬から2カ年間を予定しております。)

※審議会の発足時には、一般公募を含め各専門分野からの委員を追加し、最大30名の委員で審議会を構成するよう予定しております。

⑥懇話会開催日の調整は、開催1カ月前にスケジュール調整を行わせていただきます。

【懇話会から審議会移行のイメージ】

名 称	役 割	流れ			
		H27.7	H27.8	H27.9	H27.10 (～H29.9) …予定
雲仙市 まち・ひと・しごと 創生市民懇話会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市からの情報提供を踏まえ、各委員の立場等から現状、市の魅力や課題、提案などの意見交換を行う。 ○ 市が整理した人口ビジョン及び総合計画の骨子案について意見や提言を行う。 				人口ビジョン(案)・総合戦略(骨子案)
雲仙市 総合計画等審議会	<ul style="list-style-type: none"> 【総合戦略】 ○ 総合戦略の策定に向けて意見や提言を行う。 ○ 策定された総合戦略に基づき実施された事業の総点検を行う。(PDCA) 【総合計画】 ○ 総合計画の策定に向けて意見や提言を行う。 ○ 策定された総合計画について、市の取り組みについて確認、検証を行う。 				